

平成20年3月13日（木）

**日程第46 議案第44号 橋本市長期総合計画基本構想について**

○議長（中上良隆君）日程第46 議案第44号 橋本市長期総合計画基本構想について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）このまちづくり、橋本市の長期総合計画なんですけども、これ10年スパンでということ、橋本市がこれから長期計画というものを立てたんですけども、私もその一員として参加していました。中身的にはすばらしいものができたかなと思うんですけども、これに関しまして、本当にこれが実行されるのか、どういうふうな形で年々進んでいくのかという、そのチェック機能ですわね。例えば人口フレームにしても、ずっと書いています平成20年は6万9,500人とか、23、26、29とあります。これらが変わることによってこの計画も若干変わっていくと思います。だから、これをどういうふうな形で長期総合計画を、できたら毎年度本当に中身的にすばらしいものができているかという、その評価、判断できる、そういうものをこれからつくっていくのか、また、今までそういうものがあつたのか、その説明、お願いします。

○議長（中上良隆君）企画経営室長。

○企画経営室長（野上義己君）ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、基本構想ということで、議案のほうあります。それと、参考資料ということでお手元のほうへ届いているかと思えます。これについては基本計画というところで、それで概要、基本構想の中に総論の第一部、総論で

すね。こちらに2点目に総合計画の構成と計画期間の考え方というようなことを表示させてもらっております。

それで、そこに総合計画の構成ということを書いているわけなんですけれども、今の今回の議案提案させてもらっている基本構想、その右側に書いています橋本市がめざす姿と。その次に、基本計画というところで次の段です。基本構想を実現するための方向性ということを書いてございます。

それと、実施計画ということで、一番下に書いてございます。基本構想に基づいた中で基本計画、それを実施していく上での実施計画ということで、この実施計画について右側に書いています基本計画の具体化、予算編成の指針と書いています。こちらにおきまして、実施計画は3カ年計画といたしまして、ローリング方式による毎年度の策定というようなことで進めていきたいというふうに考えております。これまでもそういった方式で現在きております。

平林議員言われるように、この計画のチェックという意味合いでは、現実と長期総合計画、これのずれを埋めるために施策、事業の見直しや部分修正、これを毎年定期的に行っていくと、こういうことを毎年3カ年の計画としてローリング方式でやっていくという一応のチェックを行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それはだれがやるんですか。これをつくった方がやるんですか。いろいろ議論を出して、市民の方に参画していただいてやっていますわね。だから行政の方も、当然、今回ご勇退という形の中で、理事

もおりましたけど、引き続きいろんな形での協力をお願いできるとは思いますが、やはりこれはつくってして、今までだってそうなんです。計画というのにつくるんですよ、行政は。それに対して、何が良かって、何が悪かったというのがないから、同じことの繰り返し、全然私から言うたら進歩がない。これ、私一般質問で言いましたでしょう、市長。君子は日に三度三転するというんです。どんどんいろんなことが変わっていいんですよ。悪く落ちたらあきませんよ。いろんなことを皆さんの意見を聞き、市議会議員の皆さんの意見も聞き、いいことはどんどん僕は方向的に、やり方は何ぼでも変えたらええと思う。それをどういうふうな形でこれを評価するんですかということを知っているんですよ。

だから、ここで一度、これをきちっと毎年でも皆さんをまた呼んで、どこどこがきちりと計画としてはなされている、この部分はまだまだ足らんからもっと力を入れらんなんような、そういうふうな審議していただけるような1つの会を、やはりこないして予算かけてつくる以上は最後の計画を、10年後やったら10年後にいけるように毎年チェックするのが僕当たり前やと思うんです。行政が何が一番足らんというのはそこなんです。計画は立てるけども、それに対して皆さんがついていかない。やりっ放し。このことなんです。から、いっぺんどうですか、そういうふうな審議していただいた皆さん並びにいろんな方に参加していただいて、チェックしてもらおうという、毎年やってもらおうということ、お考えないですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）長期総合計画の基本構想といいますのは、10年単位でつくってございますので、これを毎年見直ししていく

ということになりません。過去の中で、第3次長期総合計画の中でございましたけども、基本構想の中のこの主要な部分が社会情勢の中で変わってきたということがございました。中では、見直しということがございますけれども、基本的には基本構想についてはこれが憲法的なものになりますので、これに基づいて実施計画をやっていくということでございます。

それと、実施計画につきましては、これはあくまでも今考えていますのは、行政の中でチェックをしていくという考え方でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）私もこれずっと拝見させていただきまして、非常によくできているなどは思うんです。ほんまにこれが実施されたらいいんやろうなと思うんですけども、1点、ちょっと気になったところがありまして、指摘といいますか提案させていただきたいんですけども、例えば基本構想ですね、あちこちに出ているんですけども、一例として25ページなんですけども、高齢者・障害者福祉を充実する、ええこと書いてあるんですね。下のほうでも、障害者の生きがいつくりや社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立支援や就労支援を推進します。

私これ本当にいいことやと思うんですが、すごく実は違和感を覚えた点があります。これは、字の表記なんです。最近、障害者という字がよく平仮名で書かれていると思うんです。これいろいろ調べてみたんですけども、法律とか、それは国の法律なんかは今表記のある「害」という字が使われておるんですけども、もともとの経緯というのが、身体障害者福祉法の制定の際に、本来この「害」と

いう字がいしへんに得をするという得の、あれ何というのか、済みません学がないのであれなんです、ぎょうにんべんのないほうですね。電気関係の碍子とか、あの字らしいんです。ところがあれが当用漢字にないために、この「害」というのを使用されるようになったと。しかし、この字が害悪とか公害とか、非常に負のイメージが強いんですよ。最近、そういったことを受けまして、いろんな行政機関においても平仮名に改めようとされておるところが多くございます。もちろん法律ですとか、勝手に変えるわけにはいかないんですが、こういうこれからの我が市の、本市の長期的な構想を担っていく、非常にいいことが書いてあって、障害者のためにというふうにとっておるところで、この「害」という字が非常に違和感を私実は覚えました。

私、実は選挙のときなんかでも、障害者という言い方がちょっとつらいので、チャレンジド・パーソンとか、そんな言い方をしてビラなんかにも書かせてもらったりもしていました。チャレンジド・パーソンというのはなかなかまだまだ浸透しておりませんので、ぴんと来ない点もあるかと思うんですけれども、せめて課の条例とか変えれない部分は仕方ないんですが、こういった長期総合計画とか、差し支えのないところは平仮名で表記をされてはいかかと思うんですが、ご所見、ご意見いただけますでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）私も庁舎内の長期総合計画の策定委員の一人でございます。その点について気づいておりました。それよりも先立って去年、もう2年前になるのかな。障害者福祉計画、福祉課のほうで策定させていただきました。そのときにも平仮名にするか漢字を使っていくか、議論が実は委員さんの中からもありました。全国の状況を

調べてみましたら、平仮名を使っているところもまま出てきております。法的な根拠があるのかということも調べてみたんですけど、法的な根拠はどうやら見つけることはできませんでした。ただ、漢字から受けるイメージが、「害」という文字なのでやっぱり人権尊重という立場、それとノーライゼーションの立場からふさわしくないということで、平仮名に直していく自治体が増えているのも事実です。

ただ、障害者福祉計画は漢字使わせていただきまして、依然として法律用語については漢字を使っているのが現状ですので、今回、障害者福祉計画に合わせて長期計画も漢字使わせていただきましたけれども、今後、また障害者の意見も踏まえて、直してくれよというような意見が多くなるようでしたらまた考えていきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ障害者の方の意見を聞くとか、聞いて考えるじゃないと思うんです。市の姿勢なんですよ。これからこのまちをどんなまちにしていくのか、それが長期総合計画のあるべき姿だと思うんです。意見を聞くんじゃなくて、ノーライゼーションの理念に基づいてうたっているんですよ。何も難しく考えることないと思います。

実際、例えば、大分県なんかもそういう扱いをしておる1つであります。ただし、適用除外の例としまして、法律名、政令名、省令名、条例名、規則、告示、通知等の名称、法律、条例などで使用されている用語、関係団体の名称、関係施設の名称、大会行事などについては従来どおりの漢字を使いますが、その他はできるだけ平仮名を用いますよ。これ大分県もしております。大分県だけじゃないんです。ぜひとも本市のあるべき姿勢として変更をお願いしたいと思います。

ここで書いてあるんですね。25ページの下に、「ノーマライゼーションの理念に基づき」というふうに書いているんですから、ここだけじゃなしに、今後もしていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）今、健康福祉部長、障害者の文字の問題で答弁されておったんですけども、私のこの委員会に入っておった。先ほど平林文教委員長も入っておったんですが、私らも勉強不足で気がつかなかったというのは大変反省するところなんですけど、当局が健康福祉部長がその点を気がついているのであれば、何で内部的に調整とか意見を出せへんのですか。何のために部長が連絡調整をしておるんですか。そうでしょう。老人福祉とか障害者のそういう計画立てるときそういうこと気がついておって、何で長期総合計画のときには、我々気がつかなかったのは悪いで。気がついている者が何で言わんのですか。そしたらこういう問題が出てけえへんのですよ。そうでしょう。

後で修正、総務委員会まで付託で上がってきて、こういうところを修正するという、そういうぶざまな格好にならんでしょう。議論しておいたら、こうこうやからこういうことでこの漢字を使いましたという答弁できるわけよ。そうでしょう。何で企画経営室長と健康福祉部長の内部調整ができてないとか意見交換とか、やっぱり気がついたことはどんどん言うていった中で、委員会で提案してもらわんとやな。そうでしょう。

我々も気がつけへんし、障害持った方も入っておられたので、その方からも意見出なかった。出なかったけども、行政としてはこうしたほうがええのと違うかという意見があれば、当然出しておくべきだ。そうでしょう。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております、議案第44号については、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第47 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中上良隆君）日程第47 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今回も本3月議会に2万7,000筆を超える幼保一元化5カ年計画の凍結・白紙撤回を求める請願書が提出されている関係で、より慎重審議をするために1つの提案なんですけれども、この件は指定管理者をどこにということの議会承認であるんですけれども、それに当たって、募集したときのいわゆる仕様書等について、今持っている資料を、参考資料は読ませてもらいましたが、細部にわたって審議といたしますか、判断できませんので、仕様書の提出をお願いしたいんですが、どうでしょう。していただけますか。

○議長（中上良隆君）富岡議員、委員会に提出でいいんですか。

○3番（富岡清彦君）委員会で結構です。

○議長（中上良隆君）これについては、文教厚生委員長の平林委員長から提出願うように要請してください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第45号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

**日程第48 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について**

○議長（中上良隆君）日程第48 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第46号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第49 議案第47号 市道の認定について**

○議長（中上良隆君）日程第49 議案第47号 市道の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第47号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第50 議案第48号 訴訟の提起について**

○議長（中上良隆君）日程第50 議案第48号 訴訟の提起について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお

ります議案第48号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第48号 訴訟の提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第51 議案第49号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について**

○議長（中上良隆君）日程第51 議案第49号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組規約の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し

ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより議案第49号 和歌山県市町村非常  
勤職員公務災害補償組規約の変更について  
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第52 選第1号 人権擁護委員候補者 の推薦について

○議長(中上良隆君) 日程第52 選第1号 人  
権擁護委員候補者の推薦について を議題と  
いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようです  
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお  
ります選第1号については、委員会の付託を  
省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し  
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の  
推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって本件はこれに同意することに決しま  
した。